

# 一般料金契約定義書

2020年4月10日

東日本ガス株式会社

## 目 次

1. はじめに	1
2. 適用条件	1
3. 契約の締結	1
4. 料 金	1
5. その他	1
附 則	2
別 表	3

## 1. はじめに

この一般料金契約定義書（以下「この定義書」といいます。）は、ガス小売供給約款（東日本ガス供給区域）（以下「小売約款」といいます。）に基づき、料金その他の供給条件を定めたものです。

## 2. 適用条件

お客さまは、当社が申込日において公開する小売約款及びこの定義書をガス使用契約の内容とすることに同意したうえで、この定義書に関する契約を申し込むものとし、第3条第（1）項の定めに従い、契約が成立したときは、この定義書もガス使用契約の内容となるものとします。

## 3. 契約の締結

- (1) この定義書に関する契約は、当社は申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。

## 4. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(2)により算定された料金（この場合の料金を以下「早収料金」といいます。）を、早収料金適用期間経過後にお支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (3) 当社は、次の場合には早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。
  - ① 口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落としした場合。
  - ② 早収料金適用期間の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。
  - ③ クレジットカード会社に毎月継続して立て替えさせる方法によりお支払いいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後に当社に対する立て替え払いがされた場合

## 5. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

## 附 則

### 1. 実施の期日

この定義書は、2020年4月10日から実施いたします。

### 2. この定義書の掲示

当社は、この定義書を、事業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この定義書を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この定義書を変更する旨、変更後の定義書の内容及びその効力発生時期を周知します。

### 3. この定義書の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この定義書の変更前の定義書に基づき料金を算定するものといたします。

(別表)

## 1. 適用区分

### (1) 45メガジュール地区

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルを超え、82立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が82立方メートルを超え、205立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が205立方メートルを超え、511立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が511立方メートルを超える場合に適用いたします。

### (2) 62.8メガジュール地区

料金表A 使用量が0立方メートルから13立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が13立方メートルを超え、48立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が48立方メートルを超える場合に適用いたします。

## 2. 料金表

### (1) 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

#### a. 基本料金

45メガジュール地区	1か月及びガスメーター1個につき	770.00円
62.8メガジュール地区	1か月及びガスメーター1個につき	957.00円

#### b. 基準単位料金

45メガジュール地区	1立方メートルにつき	206.45円
62.8メガジュール地区	1立方メートルにつき	264.22円

#### c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

### (2) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

#### a. 基本料金

45メガジュール地区	1か月及びガスメーター1個につき	1,309.00円
62.8メガジュール地区	1か月及びガスメーター1個につき	1,463.00円

#### b. 基準単位料金

45メガジュール地区	1立方メートルにつき	180.12円
62.8メガジュール地区	1立方メートルにつき	225.30円

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表 C (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

45メガジュール地区	1か月及びガスメーター1個につき	2,343.00円
62.8メガジュール地区	1か月及びガスメーター1個につき	3,135.00円

b. 基準単位料金

45メガジュール地区	1立方メートルにつき	167.48円
62.8メガジュール地区	1立方メートルにつき	190.45円

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表 D (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

45メガジュール地区	1か月及びガスメーター1個につき	5,159.00円
------------	------------------	-----------

b. 基準単位料金

45メガジュール地区	1立方メートルにつき	153.73円
------------	------------	---------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表 E (消費税等相当額を含みます。)

a. 基本料金

45メガジュール地区	1か月及びガスメーター1個につき	9,658.00円
------------	------------------	-----------

b. 基準単位料金

45メガジュール地区	1立方メートルにつき	144.93円
------------	------------	---------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに小売約款の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。